

平成 28 年度第 1 回岩手県森林審議会林地保全部会議事録

- 1 開催日時 平成 28 年 6 月 13 日（月）13：30～15：30
- 2 開催場所 住田町役場庁舎 町民ホール
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議次第 別紙のとおり
- 5 議事録 下記のとおり

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から、平成 28 年度第 1 回岩手県森林審議会林地保全部会を開催いたします。</p> <p>「部会運営規定第 3 条の 3」では、会議は部会委員の過半数をもって成立することとなっております。当部会の委員総数は 5 名であり、本日郷右近委員が所用により欠席しておりますが過半数の 4 人の委員が出席しておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして岩手県農林水産部森林保全課総括課長から御挨拶を申し上げます。</p>
漆原総括課長	<p>本日は、お忙しい中、岩手県森林審議会林地保全部会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、午前中の現地調査大変お疲れさまでございました。委員の皆様には、日頃より林地保全業務をはじめ、本県、森林林業行政の推進につきましてご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本日お諮りする案件は、1 件目は、九戸郡洋野町の太陽光発電建設のための用地を造成する案件、2 件目は、気仙郡住田町の石灰岩の採掘で平成 10 年に許可済みの案件を約 125ha に拡大する案件、3 件目は、奥州市江刺区の土石の採掘で平成 14 年に許可済みの案件を約 20ha に拡大する案件、以上 3 件でございます。</p> <p>本日は、委員の皆様から 3 件の林地開発案件について森林の開発による災害防止の観点や秩序ある開発の実現に向けた忌憚のない意見をいただきますようお願い申し上げます。ひとつよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、改めまして本日の出席者を後紹介させていただきます。</p> <p>部会長の下館祥二様です。川村冬子様です。佐藤礼子様です。猪内次郎様です。</p> <p>続きまして、事務局の主な出席者を紹介させていただきます。</p> <p>森林保全課総括課長の漆原です。同じく、森林保全課の主任主査の佐々木です。主任の白藤です。</p> <p>最後になりますが、私は、本日の司会を務める小澤です。</p> <p>次に議事に入りますが、「部会運営規程第 3 条の 2」の規定により、議長を林地保全部会長をお願いいたします。</p>
下館林地保全部会長	<p>それでは暫時、議長として議事の進行にあたらせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、次第 3 の報告事項「10ha 未満の林地開発許可について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、資料 NO. 1 に基づき報告します。</p> <p>(資料 NO. 1 により報告)</p>

下館林地保全部会長	<p>ただいまの事務局からの報告につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>無いようですので、次第4の審議に入りたいと思います。</p> <p>審議に入ります前に、本日の審議事項について、特に非公開にしなければならないという情報公開条例第7条（3）に記載している法人等の権利、係争上の地位、その他正当な利益を害するおそれの情報があるとは思われませんので、原則公開としますが、審議の過程において公開されていない事務、事業に関する情報の説明等が必要となった場合は、その時だけ非公開とさせていただきたいことをお断りしておきます。</p> <p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>平成28年5月12日付けで岩手県知事から意見を求められました審議事項3件について次第に基づき、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、九戸郡洋野町有家地内の工場事業場の設置（太陽光発電所建設に係る林地開発許可申請）について、説明いたします。</p> <p>岩手県森林審議会林地保全部会の分掌事務では、開発面積が10ha以上を諮問基準としており、本件は、開発面積が約35haでありますので、審議をお願いするものです。</p> <p>それでは、これより資料2の内容を説明します。 （資料NO.2により説明）</p>
下館林地保全部会長	事務局からの説明が終わりました。御質問、御意見を伺いたいと思います。
川村委員	資料では、地権者、自治会の同意書が得られたと書いてありますが、実際、地元、民間の一般の方でしょうか。また、発電事業の売電の期間を教えてください。
事務局	はい。一般の方から同意書をいただいております。売電の期間は、20年です。
下館林地保全部会長	他に、ありませんか。よろしいですか。 それでは、お諮りいたします。原案のとおりの内容で許可することについてご異議はありませんか。
委員全員	異議なし。
下館林地保全部会長	ご異議なしということから、原案のとおりの内容で許可することをお願い致します。 次に審議事項、2件目について事務局からの説明を願います。
事務局	<p>気仙郡住田町上有住字平沢地内の土石の採掘に係る林地開発計画の変更許可申請について説明いたします。岩手県森林審議会保全部会分掌事務では、開発面積が10ha以上を諮問基準としており、本件は、10ha未満で林地開発許可を得ていたものを変更許可申請により125haに変更することになったことから、審議をお願いするものです。それでは、資料3の内容を説明します。 （資料NO.3により説明）</p>
下館林地保全部会長	事務局の説明が終わりました。質問をお受けしたいと思います。よろしくお願います。
猪内委員	<p>午後も、大平地区（実際に開発している既許可地）の採掘現場を見させていただいて思ったのですけれども、非常に今回審議する件が、土砂を移動する量が多いものですから、森林審議会以外にもそういうことを審議する部署というもの、あるのでしょうか。</p> <p>森林というイメージから土砂を動かす、採掘というか、掘り進めていくわけで、動かしていく量が尋常ではないものですから、関係部署があるのでしょうか。</p>

事務局	<p>今回の土石の採掘に関しましては、鉱業法で審査して許認可を行っております。また、配布いたしました資料で関係各課からの意見で、国土利用計画法というものがありまして、これらに該当する場合は、同様の審議会を開きまして審議を行っているという状況であります。</p>
猪内委員	<p>そちらの状況は、情報として何かありますか？</p>
事務局	<p>国土利用計画審議会につきましては、例年年明けの1月、2月頃に行われますので、林地開発保全部会の審議が先となります。</p> <p>いずれにしても、審査に当たりましては、それぞれの許可基準等に照らし合わせてまして、許可を出しているという状況でございます。</p>
猪内委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>もうひとつお聞きしたいことがあります。水害の防止に関する審査について、第1洪水調整池から第4洪水調整池があつて、既に第1から第3を既に作つてあるという表現が見受けられます。今回作るのは第4洪水調整池で新設となっております。</p> <p>今までの分は、第1から第3洪水調整池で今まで開発に関わっているものと考えられるのですけれども、今回の開発に関して第4洪水調整池だけで賄えるという計算なのでしょうか。</p> <p>それにしては、安全率の中で一番低いというのは、本当に大丈夫でしょうか。</p>
事務局	<p>今回新設する第4洪水調整池ですけれども、拡大開発する部分の採掘エリアを網羅する形で集水区域を設置しています。</p> <p>よって、今回の新たに追加で開発する範囲は、この一つの大きい池で網羅する形になります。</p> <p>安全率は確かに1.2倍と4つの中では、一番低いというご指摘なのですけれども、洪水調整池の安全率につきましては1倍以上というのが、許可基準となっておりますので、許可基準に適合するということになります。</p> <p>補足ですが、開発地の真ん中に設置する調整池が第4洪水調整池になります。開発はすり鉢状に掘削していくものですから、安全率が低くても一番低いところに水が溜まります。外には溢れ出ないものとなります。よって、安全率1.2倍でも十分大丈夫だろうと判断したということです。</p>
下館林地保全部会長	<p>他にありませんか。</p>
川村委員	<p>全く次元の違う案件だという感想を持っておりまして、資源の開発ですから大規模な地形の改変は避けて通れないものです。</p> <p>こうなりますと、森林の開発の面から見ようとすると、審議する方も次元の違う分野になるということで、検討するポイントがあるとすれば、土砂の流出ですとか、水質汚染の防止ですとか、そういったことについて技術的に安全の担保があるかどうか、それくらいしか無いのかなと思います。</p> <p>また、森林としての景観の関係ですとか、機能の最低限の保持であるとか、植栽によって、自然に植生が生えてくることによって、木の復活を期待するしかないのかと思っております。</p> <p>非常に扱いづらい案件だなと、現地を見せていただいて、そして、資料を見せていただいた上での感想になります。</p> <p>森林関係の部署の方の管理を超えて、どのように対応するのか、周辺住民の生活、環境の保全とか、県全体で見守っていただくことが必要だと思いました。以上でございます。</p>

事務局	<p>最後にお話のありました、部局を超えてということではありますが、いろいろな許認可が必要なものが複数重なっているの、それらについては庁内で情報を共有して進めて参りたいと思っております。何か支障があった場合は、私達の方へ他部局からも情報が来ることとなりますので、きちんと対応が可能と考えますので、ご安心いただきたい。</p> <p>本日、現在採掘している場所をご覧いただきました。開発地からの水は、気仙川に流れ込むわけですけれども、気仙川が泥水で汚れているかどうかを見ていただければよかったです、現状はまったく濁っておりません。よって、今回の審議の場所も同様の開発をしても大丈夫であるということになりますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。</p>
下館林地保全部会長	他にありませんか。
佐藤委員	<p>壮大な現場を見て、現在採掘している場所は30年くらいで足りなくなるということで、今回、次の山を当てにして開発を進め、その山も足りなくなれば、他の山もさらに開発していくのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の審議の場所では、100年くらいは掘りたいと聞いているので、今後については、今のところは保ち続けるということになります。</p>
下館林地保全部会長	<p>人家もあり、想定外の洪水等十分に考えられますので、人家優先で対応をしていただくことが大事であると思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>原案のとおりの内容で、許可することについてご異議ございませんか。</p>
委員全員	異議なし。
下館林地保全部会長	<p>異議なしということなので、原案のとおりの内容で許可するようにお願いします。</p> <p>ここで、暫時休憩とします。</p>
	(休憩 10分)
下館林地保全部会長	<p>それでは、再開いたします。審議事項3件目について事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、奥州市江刺区田原字横懸地内の土石の採掘に係る林地開発計画変更許可申請について説明致します。岩手県森林審議会林地保全部会の分掌事務では、森林審議会の個別協議を経た許可事項の変更の累計が5ha以上に及ぶ物は諮問基準となっております。今回の区域拡大に係る林地開発計画変更許可申請は、前回平成14年7月17日の審議委員会から累計して、約8haに及ぶものから審議をお願いするものです。それでは、これより資料4の内容を説明致します。</p> <p>(資料NO. 4により説明)</p>
下館林地保全部会長	はい。説明が終わりました。質問、意見をお願いします。
川村委員	<p>参考までに、お伺いします。先ほどの、住田町内の石灰石の掘削現場に対し概要みますと、玄武岩、斑レイ岩採取ということですがけれどもこの岩石は、どのように使われるのか教えてください。</p>
事務局	通常の工事中砕石として使われるものです。
川村委員	ありがとうございました。
下館林地保全部会長	他にありませんか。

猪内委員	水害の防止に関する審査というところで、こちらも安全率の方が1倍に近いのですが、この辺も構造上、大丈夫とみなしてよろしいのでしょうか。
事務局	先ほどの回答と同様に、安全率1倍以上が許可基準を満たしていることになりますので、十分適合していると判断しました。 1倍を超えれば適合ということになります。
猪内委員	はい。分かりました。
下館林地保全部会長	その他、質問、ご意見はございませんか。特に無ければ、お諮りいたします。原案のとおりの内容で許可することで異議ございませんか
委員全員	異議なし。
下館林地保全部会長	ご異議なしということから、原案のとおりの内容で許可するようお願い致します。 ここで、事務局へお返しします。
事務局	本日は、熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして、平成28年の第1回岩手県森林審議会林地保全部会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

平成 28 年度第 1 回岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員	下 舘 祥二 川 村 冬子 佐 藤 礼子 猪 内 次郎	
事 務 局 岩手県農林水産部 森 林 保 全 課	総括課長 技術主幹兼保全 ・ 治山林道担当課長 主任主査 主任主査 主 査 (青森県派遣) 主 査 主 査 (静岡県派遣) 主 任	漆原 隆一 小澤 幸彦 佐々木 敏明 土野 恵美子 関口 亨 田中 真一 森嶋 孝枝 白藤 清伸	
県北広域振興局林務部 大船渡農林振興センター 県南広域振興局林務部	森林保全課長 主任行政専門員 森林保全課長 主任主査 森林保全課長	千葉 幸司 野場 英義 田屋 了 萩谷 義久 佐々木 貴史	

平成 28 年度第 1 回岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 平成 28 年 6 月 13 日 (月)
13 : 30 ~ 15 : 30
場 所 : 住田町役場庁舎 町民ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (平成 27 年 12 月 11 日 ~ 平成 28 年 6 月 12 日) について

【資料 NO 1】

4 審議事項

下記の林地開発許可申請について

(1) 九戸郡洋野町有家地内、工場・事業場の設置 (太陽光発電所建設) の許可申請

【資料 NO 2】

(2) 気仙郡住田町上有住字平沢地内、土石の採掘の変更許可申請

【資料 NO 3】

(3) 奥州市江刺区田原字横懸地内、土石の採掘の変更許可申請

【資料 NO 4】

5 閉 会